

平成19年（行ウ）第9号公文書不開示処分取消等請求事件

原 告 宮 部 龍 彦

原 告 宮 部 慎太郎

被 告 鳥 取 県

準備書面（4）

平成20年3月21日

鳥取地方裁判所

民事部 御中

原 告 宮 部 龍 彦

原 告 宮 部 慎太郎

第1 訴状の訂正

- 1 訴状第2の2（2）、「被告は平成18年4月27日付の公文書部分開示回答書をもって本件文書を部分開示した」を「被告は平成18年4月21日付の公文書開示回答書をもって本件文書を部分開示した」と訂正する。

第2 被告第1準備書面について

- 1 第1の4（2）「同和地区出身者」および「同和関係者」について

近世の被差別身分との系譜関係を持つ者が同和地区出身者であるなら、誰かが同和地区出身者あることを推定する手段は法的にも歴史的にも存在し得ない。理由は以下に述べる通りである。

失効した同和対策関連の法律（甲22の1、2、3号証）は同和地区を指定して、地区の生活環境の改善や住民の社会的経済的地位の向上等を目的としたもので、系譜関係に基づいた同和関係者や同和地区出身者の地位を定めていない。従

って、過去の法律に遡っても、近世の被差別身分との系譜関係を持つかどうかは法的な権利関係とは無関係である。

歴史的には、ある個人が近代の被差別身分の系譜関係にあるかどうかを判断するには戸籍を遡る必要があるが、同和対策特別措置法が公布される前年の昭和43年3月4日付民事甲第373号民事局長通達（甲23の1号証）および昭和43年3月29日付民事甲第777号民事局長通達（甲23の2号証、以下単に「局長通達」という）により旧身分が記載された可能性のある明治五年式戸籍は、身分の記載の有無に関わらず嚴重に包装封印され、謄抄本を作成する目的以外での使用が禁止されている。この通達は法的根拠に乏しい緊急措置ではあるが、法務大臣は平成17年度（行情）答申第55号（甲23の3号証）および平成18年度（行情）答申第108号（甲23の4号証）で明治五年式戸籍は局長通達を根拠に行政文書非該当と判断していることから、現在でも有効である。鳥取県下でも局長通達通りの戸籍の取扱いがされている限り、本人を含め誰が同和地区出身者であるかを判断することは事実上不可能である。

過去に同和対策目的や調査目的で被告や鳥取県下の市町村が同和関係者や同和地区出身者を把握しているものの（甲26号証）、法的根拠も事実確認の手段もなく行われたもので、信頼できない。

2 第1の4（3）「同和地区の企業」について

今回被告の釈明があり、それを受けて過去の経緯を調査するまで、原告の同和地区出身者という言葉についての認識は明確ではなかったわけであるが、同和地区の企業という用語については同和地区出身者が代表者であるか役員を勤める企業と認識していた。しかし、誰が同和地区出身者か判断できないのであれば、どの企業が同和地区の企業なのかを判断することはできない。

また、被告第1準備書面第1の4（3）の被告の認識通りであるとするなら、当該企業が同和地区の企業かどうか論ずること自体無意味である。なぜなら、企業連の会員企業と同和地区との関係について、乙5号証は「第二条 本会は、本

会の主旨に同意する鳥取県下の部落内外中小商工、農林水産業者をもって組織することを原則とする。」としている。従って当該企業の所在地は同和地区とは無関係であり、雇用や取引についても触れられていない。さらに、平成17年国勢調査によれば鳥取県全体の世帯数は209,541世帯、人口は607,012人である一方で、同年に鳥取県が行った同和地区実態把握等調査（甲24号証）によれば、鳥取県下の同和地区は107地区、6,218世帯、20,237人となっている（なおこれらは市町村により同和関係とされた世帯の数字なので、住所が同和地区内にある世帯はさらに多いと考えられる）ことから、鳥取県下においては同和地区と雇用や取引の面で何ら関係のない企業の方が珍しいと考えられる。

乙5号証によれば企業連の会員となるには「部落解放同盟の支部員であることが原則」とされているが、部落解放同盟の支部員となる条件に同和地区出身者であることが要件とされているかどうかは不知である。そもそも同和地区出身者を判別できるような戸籍は閲覧できないのであるから、部落解放同盟がそういった規約を定めて遵守することは不可能である。

3 第1の4（9）鳥取市との認識の相違について

甲20号証の鳥取市にある説明について被告が釈明すべき事柄ではない、ということについては争う。

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」（甲25号証）には同和問題を含む人権問題について、県が市町村に対して助言することと、市町村が県に協力する旨が定められている。現に平成17年同和地区実態把握等調査では、県が市町村を通じて同和関係者を把握している（甲26号証）。また、企業連は鳥取市の所管である同市幸町の解放センター内にある。従って鳥取市が別団体であることは被告が釈明をしない理由にはならない。

甲20号証について原告宮部龍彦から鳥取市人権推進課（甲20号証の所管は同市同和対策課であるが、平成19年6月頃までに廃止されて同市人権推進課に統合されたため）に説明を求めた（甲27の1、2号証）。結果として、企業連

の会員が分かると同和地区出身者が明らかになるという事実は確認できなかった。

4 第2の2について

当該文書から同和地区出身者が推定できるという根拠がないので、差別意識の有無を論ずること自体に意味がないと思うが、念のため反論する。

鳥取県情報公開条例には県民の意識が公開・非公開の基準となるような規定はなく、本件処分も個人や法人に対して不利益が生じるおそれがあるという理由でなされたものである。調査結果が法人や個人の権利利益と無関係であることは準備書面（3）第4の2（1）で説明した通りであるし、乙4号証が部落住民の婚姻の自由が制限されている証拠にならないなら、証拠としては無効である。

また、この調査だけでは、例えば原告が訴状で述べた「立場宣言」のような同和地区周辺で行われた教育に対する忌避意識と見分けがつかず、同和地区出身者との結婚に反対するからと言って直ちに差別意識（偏見）とは判断できない。

また、乙4号証の質問文自体が先入観を与えるものであり、結婚に反対するという回答が10%に満たないため、調査結果自体に信頼性がないことは準備書面（3）第4の2（2）で説明した通りである。さらに、同和地区出身者という言葉の意味が被告の認識どおりなら、結婚相手が近代の被差別身分の系譜関係にあることが分かること自体が非現実的な仮定である。

第3 原告の主張

1 当該文書から同和地区出身者がある程度推定される事実はない

第2の1、2、3で説明したとおり、誰が同和地区出身者かを判断する手段は事実上存在せず、当該文書から同和地区出身者がある程度推定できるということはありません。

当該文書から同和地区出身者は推定できないので、甲6号証で本件処分の理由の前提となっている「当該企業連合会の（会員企業の）役員等は必ずしも同和地区出身者であるとは言えないものの、ある程度そのように推定されてしまう」と

いうことは全くの事実誤認である。

このことからして、被告が答弁書の第7の1の(3)で述べていることを平たくすると、「企業連は部落解放同盟の関連組織なので、一般県民には、その会員企業の役員が部落住民又は部落出身者であると認識されるおそれが多分にある。したがって、実際には県が考えている部落関係者（近代の被差別身分との系譜関係を持つ同和地区居住者）でなくても、企業連に加入すれば、一般県民には、部落関係者と認識されて部落差別の対象とされるおそれがある。」ということになるように思える。これでは、事実とは無関係な風評があることを本件処分の理由にしたと解釈せざるを得ない。

2 事実と無関係な風評は処分理由にならない

単なる風評が処分理由になるのであれば、どのような事業者団体の文書であっても、事業者団体に対して情報開示を拒む理由となるような風評があるかのような説明をしておけば、情報開示を拒むことが可能となってしまう。また、被告や利害関係者が根拠のない風評を流すことで情報公開を妨害できてしまう。

本件についても県内の各総合事務所で企業連の会員が分かるような情報が意図的に掲示されていない実態があり、その理由について総合事務所員から同和地区と関係があるかのような認識がされていたのであるから、被告自身が風評の原因の1つとなっている疑いがある。

3 本件処分自体が根拠のない風評を助長する

被告が「県民の声」や本件処分の決定書等であたかも企業連会員が分かれば同和地区出身者を推測できるかのような説明をし、企業連に限って情報を開示しない行為自体が根拠のない憶測や偏見を広めることであり、到底容認できるものではない。今回原告が徹底して調査しなければ、原告自身も根拠のない憶測を持ったままになるところであった。被告は本件文書から同和地区出身者を推測できるような事実はないことを県民に周知し、他の事業者団体と同様の基準で本件文書を開示すべきである。